



2025/08/25 19:56 現在の情報です。

東京都江東区平野二丁目16番20号  
株式会社Officefaction

会社法人等番号	0106-01-059821	
商号	株式会社Officefaction	
本店	東京都江東区平野二丁目16番20号	
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	令和3年8月16日	
目的	1. 法人向けのリラクゼーションサービスの提供 2. オフィスリラクゼーションルームの開設、運営及びそれらの受託 3. オフィスのデッドスペースに関する有効活用コンサルティング 4. オフィスのデッドスペースとリラクゼーションサービス事業者のマッチングに関するプラットフォームの運営 5. 前各号に附帯関連する一切の業務	
発行可能株式総数	1億株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 10万株	
資本金の額	金10万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。	
役員に関する事項	取締役 樋口 徹	令和3年9月22日就任 令和3年10月5日登記
	東京都江東区平野二丁目16番20号 代表取締役 樋口 徹	令和3年9月22日就任 令和3年10月5日登記
新株予約権	第1回J-KISS型新株予約権 新株予約権の数 11個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 (1) 新株予約権の目的たる株式の種類 (以下「転換対象株式」という。) は当会社の普通株式とする。但し、次回株式資金調達において発行する株式が普通株式以外の種類株式である場合には、当該種類株式 (但し、その発行価額が転換価額と異なる場合には、1株あたり残余財産優先分配額及び当該種類株式の取得と引き換えに発行される普通株式の数の算出上用いられる取得価額は適切に調整される。) とする。本新株予約権の行使により当会社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに替えて当会社の保有する転換対象株式を処分する数は、本新株予約権の発行価額の総額を転換価額で除して得られる数とする。但し、本新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。 (2) 転換価額 (a) 「転換価額」とは、以下のうちいずれか低い額 (小数点以下切上げ) をいう。 (x) 割当日以降に資金調達を目的として当社が行う (一連の) 株式の発行 (当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が100,000,000円以上のものに限るものとし、以下「次回株式資金調達」という。) における1株あたり発行価額に0.8を乗じた額 (y) 100,000,000円 (以下「評価額上限」という。) を次回株式資金調達の払込期日 (払込期間が設定された場合には、払込期間の初日) の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額 なお、「完全希釈化後株式数」とは、当会社の発行済普通株式の総数 (但し、自己株式を除く。) をいう。但し、完全希釈化後株式数の算出上、普通株式以外の株式等 (但し、本新株予約権及び転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権を除く。) についてはその時点で全て普通株式に転換され又は当該株式	

	<p>等に付された権利が行使され普通株式が発行されたものと仮定し、本号(c)の場合を除き、当会社において発行を決定し未だ未発行の新株予約権があるときは、当該新株予約権のすべてが行使され普通株式が発行されたものと仮定する。「株式等」とは、当会社の株式、新株予約権、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利をいう。</p> <p>(b) 前号にかかわらず、割当日の18ヶ月後の応当日(以下「転換期限」という。)以降における転換価額は、評価額上限を「新株予約権の行使の条件」(b)号に基づく承認がなされた日における完全希釈化後株式数で除して得られる額(小数点以下切上げ)とする。</p> <p>(c) 前二号にかかわらず、次回株式資金調達の実行日又は転換期限以前に支配権移転取引等を当会社が承認した場合における転換価額は、評価額上限を当該支配権移転取引等の実行日における完全希釈化後株式数で除して得られる額(小数点以下切上げ)とする。</p> <p>なお、「支配権移転取引等」とは、(i)当会社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分、(ii)合併、株式交換又は株式移転(但し、かかる行為の直前における当会社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)、(iii)吸収分割又は新設分割(但し、当会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)、(iv)当会社の株式等の譲渡又は移転(但し、かかる取引の直前における当会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。)、又は(v)当会社の解散もしくは清算をいう。但し、かかる行為が当会社の持株会社(当会社の完全親会社であり、当会社の株主がかかる行為の直前における当会社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。)の設立を目的として行われる場合、又は純粋な資金調達を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 新株予約権1個あたり100万円 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。 新株予約権を行使することができる期間 各本新株予約権は、割当日の翌日以降、いつでも行使することができる。 新株予約権の行使の条件 (a) 本新株予約権は、次回株式資金調達が発生することを条件として行使することができる。但し、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合、又は次回株式資金調達の実行日若しくは転換期限以前に支配権移転取引等を当会社が承認した場合はこの限りではない。 (b) 前(a)号にかかわらず、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合における本新株予約権の行使は、本新株予約権(転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権を含む。以下本(b)号において同じ。)の発行価額の総額の過半数の本新株予約権の保有者がこれを承認した場合に限り行うことができる。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 (1) 株式を対価とする本新株予約権の取得条項 当会社は、次回株式資金調達を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当会社の株主総会(当会社が取締役会設置会社である場合には取締役会)が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権をすべて取得するものとし、当会社は本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の発行価額をその時点における転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。なお、上記の転換対象株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。 (2) 金銭を対価とする本新株予約権の取得条項 当会社が支配権移転取引等を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当会社の株主総会(当会社が取締役会設置会社である場合には取締役会)が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権をすべて取得するのと引換えに、各本新株予約権につき本新株予約権の発行価額の2倍に相当する金銭を交付する。</p>	<p>令和 3年10月29日発行 令和 3年11月 4日登記</p>
<p>登記記録に関する事項</p>	<p>設立</p>	<p>令和 3年 8月16日登記</p>

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。